

新旧対照表

新	旧
秋田県週休 2 日制工事実施要綱 第 1 条（趣旨）（略） （定義） 第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 週休 2 日 対象期間において、以下に示す所定の現場閉所を行う取組をいう。 ①完全週休 2 日（土日） 対象期間の全ての週において、現場閉所を土日に指定し、1 週間に 2 日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。1 週間とは月曜日から日曜日までの期間を基本とする。 なお、土日に加えて、受注者自らが土日以外にも現場閉所することは可能とする。 ただし、受注者の責によらず土日に現場閉所できない場合は、土日に代わる現場閉所日（以下「振替休日」という）を指定するものとする。 ②月単位の週休 2 日 対象期間において、全ての月で 4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。 ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では 2 8. 5 %に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4 週 8 休（2 8. 5 %）以上を達成しているものとみなす。 ③通期の週休 2 日 対象期間において、土日に限定せず、4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められ、対象期間内の現場閉所率が 2 8. 5 %（8 日／2 8 日）以上の状態をいう。 (2) 交替制 工程上の制約がある工事等で現場閉所を行うことが困難な工事（以下「現場閉所困難工	秋田県週休 2 日制工事実施要綱 第 1 条（趣旨）（略） （定義） 第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 完全週休 2 日（土日） 対象期間中の各週において、土日の現場閉所を原則とし、かつ対象期間内で 4 週 8 休以上の現場閉所を行うものとする。なお、受注者自らが土日以外（祝日など）にも現場閉所することは可能とする。 また、事前の指示・協議により、災害対応や地元調整等から土日の施工が指定された場合、悪天候により稼働日数が極端に少なくなる場合など、やむを得ないと認められる場合は土日に代わる現場閉所日（以下「振替休日」という）を設定できるものとする。 (2) 週休 2 日 ①月単位の週休 2 日 対象期間において、全ての月で 4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。 ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では 2 8. 5 %に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4 週 8 休（2 8. 5 %）以上を達成しているものとみなす。 ②通期の週休 2 日 対象期間において、4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。 ③4 週 8 休 土日に限定せず、対象期間内の現場閉所率が 2 8. 5 %（8 日／2 8 日）以上の状態をいう。 ④4 週 7 休 土日に限定せず、対象期間内の現場閉所率が 2 5. 0（7 日／2 8 日）以上、2 8. 5 %（8 日／2 8 日）未満であることをいう。 ⑤4 週 6 休 土日に限定せず、対象期間内の現場閉所率が 2 1. 4（6 日／2 8 日）以上、2 5. 0（7 日／2 8 日）未満であることをいう。 (3) 交替制 ①週休 2 日交替制 工程上の制約がある工事等で現場閉所を行うことが困難な工事（以下「現場閉所困難工

事」という。)について、現場作業等に従事する技術者及び技能労働者が交代しながら休日確保する取組をいう。 <u>①完全週休2日交替制</u> <u>対象期間において、全ての週で休日率が28.5%(2日/7日)以上の状態をいう。</u> <u>また、夜間工事は曜日を跨ぐため、週7回の夜間の内、週2回の夜間で休みを取得していれば、完全週休2日を達成しているとみなす。</u> ②月単位の週休2日交替制 対象期間において、全ての月で休日率が28.5%(8日/28日)以上の状態をいう。 ③<u>通期の週休2日交替制</u> 対象期間内の休日率が28.5%(8日/28日)以上であることをいう。 _____ _____ _____ _____ (3) 対象期間 工事着手日から工事完成日(工事完成届提出日)までの期間をいう。(別に定める期間を除く。) (4) 現場閉所 現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所や巡回パトロール、保守点検などの現場管理上必要な作業も含めるものとする。 (5) 現場閉所率 対象期間内の現場閉所をした日数の割合をいう。 (6) 休日率 対象期間内に現場に従事した施工体制台帳上の元請け及び下請け全ての技術者及び技能労働者が取得した休日日数の割合の平均をいう。 (7) 発注者指定型 発注者が、週休2日に取組むことを指定する方式である。 (8) 受注者希望型 受注者が、工事着手前に発注者に対して、週休2日又は交替制に取組むことを協議したうえで実施する方式である。 第3条(休日)～ 第4条(対象工事及び発注方式) (略) (工事成績評定) 第5条 発注者は、要綱第2条に定める完全週休2日(土日) <u>又は完全週休2日交替制</u>を達成した工事のみ、以下の評価対象項目で工事成績を評価することとする。なお、要綱第4条に定める対象工事(発注者指定型又は受注者希望型)で、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合(以下「週休2日不履行」という。)については、点数を減ずる措置を行うものとする。 【完全週休2日 <u>(土日)</u> 評価対象項目】 ①現場閉所による週休2日制工事において、完全週休2日(土日)を達成している。 ②施工計画書に定めた休日予定のとおり、休日の確保を<u>行っている</u>。 ③施工計画書に定めた休日予定のとおり、休日の確保を行うことに加え、他の模範と	事」という。)について、現場作業等に従事する技術者及び技能労働者が交代しながら休日確保する取組をいう。 _____ _____ _____ _____ ②月単位の週休2日交替制 対象期間において、全ての月で休日率が28.5%(8日/28日)以上の状態をいう。 ③週休2日交替制における4週8休 対象期間内の休日率が28.5%(8日/28日)以上であることをいう。 ④週休2日交替制における4週7休 <u>対象期間内の休日率が25.0(7日/28日)以上、28.5%(8日/28日)未満であることをいう。</u> ⑤週休2日交替制における4週6休 <u>対象期間内の休日率が21.4(6日/28日)以上、25.0(7日/28日)未満であることをいう。</u> (4) 対象期間 工事着手日から工事完成日(工事完成届提出日)までの期間をいう。(別に定める期間を除く。) (5) 現場閉所 現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所や巡回パトロール、保守点検などの現場管理上必要な作業も含めるものとする。 (6) 現場閉所率 対象期間内の現場閉所をした日数の割合をいう。 (7) 休日率 対象期間内に現場に従事した施工体制台帳上の元請け及び下請け全ての技術者及び技能労働者が取得した休日日数の割合の平均をいう。 (8) 発注者指定型 発注者が、週休2日に取組むことを指定する方式である。 (9) 受注者希望型 受注者が、工事着手前に発注者に対して、週休2日又は交替制に取組むことを協議したうえで実施する方式である。 第3条(休日)～ 第4条(対象工事及び発注方式) (略) (工事成績評定) 第5条 発注者は、要綱第2条に定める完全週休2日(土日) _____を達成した工事のみ、以下の評価対象項目で工事成績を評価することとする。なお、要綱第4条に定める対象工事(発注者指定型又は受注者希望型)で、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合(以下「週休2日不履行」という。)については、点数を減ずる措置を行うものとする。 【完全週休2日 _____ 評価対象項目】 ①現場閉所による週休2日制工事において、完全週休2日(土日)を達成している。 ②施工計画書に定めた休日予定のとおり、休日の確保を<u>おこなっている</u>。 ③施工計画書に定めた休日予定のとおり、休日の確保を行うことに加え、他の模範と
--	---

なるような取組を実施した。

【完全週休2日交替制評価対象項目】

- ①工程上の制約がある工事等で現場閉所を行うことが困難な工事において、完全週休2日交替制を達成している。
- ②施工計画書に定めた基本方針のとおり、休日の確保を行っている。
- ③施工計画書に定めた基本方針のとおり、休日の確保を行うことに加え、他の模範となるような取組を実施した。

達成区分	現場閉所率	加点・減点数（点）
評価項目①～③内 ①②③全て達成	28.5%以上	4
評価項目①～③内 ①②達成	28.5%以上	3
評価項目①～③内 ①達成	28.5%以上	2
週休2日不履行	－	－5

※加点は主任監督員の評価において、考査項目「4. 工事特性」細別「I. 施工条件等への対応」対応事項「V. その他（理由：完全週休2日（土日）又は完全週休2日交替制の達成（例：評価項目①、②、③））」で加点するものとする。

他の模範となるような取組とは、インフラDXの取組、情報通信技術の活用及び社内規則の設定などにより長時間労働の是正や柔軟な働き方の実現に向けた取組。

減点は総括監督員の評価において、考査項目「7. 法令遵守等」の「8. その他（理由：週休2日不履行）」で減点するものとする。

第6条（工期変更）～ 第8条（その他） （略）

附 則

この要綱は、平成29年5月30日から施行する。

附 則（平成30年3月27日技管－996 一部改正）

- この要綱は、平成30年3月27日から施行する。
- この要綱による改正後の秋田県完全週休2日制モデル工事実施要綱の規定は、平成30年4月1日以降に入札公告等（指名競争入札にあっては指名通知をいい、随意契約にあっては見積依頼通知をいう。）を行う建設工事から適用する。

附 則（令和元年6月7日技管－168 一部改正）

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和2年3月13日技管－732 一部改正）

- この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- この要綱による改正後の秋田県週休2日制モデル工事実施要綱の規定は、令和2年4月1日以降に入札公告等（指名競争入札にあっては指名通知をいい、随意契約にあっては見積依頼通知をいう。）を行う建設工事から適用する。

附 則（令和3年9月9日技管－340 一部改正）

なるような取組を実施した

達成区分	現場閉所率	加点・減点数（点）
評価項目①～③内 ①②③全て達成	28.5%以上	4
評価項目①～③内 ①②達成	28.5%以上	3
評価項目①～③内 ①達成	28.5%以上	2
週休2日不履行	－	－5

※加点は主任監督員の評価において、考査項目「4. 工事特性」細別「I. 施工条件等への対応」対応事項「V. その他（理由：完全週休2日_____の達成（例：評価項目①、②、③））」で加点するものとする。

他の模範となるような取組とは、インフラDXの取組、情報通信技術の活用及び社内規則の設定などにより長時間労働の是正や柔軟な働き方の実現に向けた取組。

減点は総括監督員の評価において、考査項目「7. 法令遵守等」の「8. その他（理由：週休2日不履行）」で減点するものとする。

第6条（工期変更）～ 第8条（その他） （略）

附 則

この要綱は、平成29年5月30日から施行する。

附 則（平成30年3月27日技管－996 一部改正）

- この要綱は、平成30年3月27日から施行する。
- この要綱による改正後の秋田県完全週休2日制モデル工事実施要綱の規定は、平成30年4月1日以降に入札公告等（指名競争入札にあっては指名通知をいい、随意契約にあっては見積依頼通知をいう。）を行う建設工事から適用する。

附 則（令和元年6月7日技管－168 一部改正）

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和2年3月13日技管－732 一部改正）

- この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- この要綱による改正後の秋田県週休2日制モデル工事実施要綱の規定は、令和2年4月1日以降に入札公告等（指名競争入札にあっては指名通知をいい、随意契約にあっては見積依頼通知をいう。）を行う建設工事から適用する。

附 則（令和3年9月9日技管－340 一部改正）

この要綱は、令和３年１０月１日から施行する。 附 則（令和４年３月１日技管－６９３ 一部改正） この要綱は、令和４年４月１日から施行する。 附 則（令和４年３月２２日技管－７６４ 一部改正） この要綱は、令和４年４月１日から施行する。 附 則（令和５年３月３日技管－１１２０ 一部改正） この要綱は、令和５年４月１日から施行する。 附 則（令和６年８月２６日技管－３７４ 一部改正） １．この要綱は、令和６年１０月１日から施行する。 ２．この要綱による改正後の秋田県週休２日制工事実施要綱の規定は、令和６年１０月１日以降に入札公告等（指名競争入札にあっては指名通知をいい、随意契約にあっては見積依頼通知をいう。）を行う工事から適用する。 <u>附 則（令和７年９月５日技管－３８８ 一部改正）</u> <u>１．この要綱は、令和７年１０月１日から施行する。</u> <u>２．この要綱による改正後の秋田県週休２日制工事実施要綱の規定は、令和７年１０月１日以降に入札公告等（指名競争入札にあっては指名通知をいい、随意契約にあっては見積依頼通知をいう。）を行う工事から適用する。</u>	この要綱は、令和３年１０月１日から施行する。 附 則（令和４年３月１日技管－６９３ 一部改正） この要綱は、令和４年４月１日から施行する。 附 則（令和４年３月２２日技管－７６４ 一部改正） この要綱は、令和４年４月１日から施行する。 附 則（令和５年３月３日技管－１１２０ 一部改正） この要綱は、令和５年４月１日から施行する。 附 則（令和６年８月２６日技管－３７４ 一部改正） １．この要綱は、令和６年１０月１日から施行する。 ２．この要綱による改正後の秋田県週休２日制工事実施要綱の規定は、令和６年１０月１日以降に入札公告等（指名競争入札にあっては指名通知をいい、随意契約にあっては見積依頼通知をいう。）を行う工事から適用する。 _____ _____ _____ _____
--	--